

令和5年度答申第56号
令和5年12月21日

諮問番号 令和5年度諮問第61号（令和5年12月13日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項2号に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）がこれを不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができる旨規定し、同項2号は、業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の療養

生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を掲げている。

- (2) 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険規則」という。）32条は、労災保険法29条1項2号に掲げる事業として、労災就学援護費、労災就労保育援護費、休業補償特別援護金及び長期家族介護者援護金の支給を行うものとする旨規定する。

労災保険規則33条1項柱書きは、労災就学援護費は、同項1号から5号のいずれかに該当する者に対して、支給するものとする旨規定し、同項2号は、遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受ける権利を有する者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子（当該労働者の死亡の当時胎児であった子を含む。）で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって、当該在学者等に係る学資等の支給を必要とする状態にあるものと規定する。また、同条3項は、同条1項及び同条2項に定めるもののほか、労災就学援護費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) B（以下「本件労働者」という。）は、C社D営業所に就労していた者であるが、令和2年6月30日、自宅マンションから飛び降りて死亡した。

（精神障害の業務起因性判断のための調査復命書）

- (2) 本件労働者の遺族である審査請求人は、令和4年1月24日、処分庁に対し、遺族補償年金及び葬祭料（以下「遺族補償年金等」という。）の支給の請求をするとともに、本件申請をした。

（遺族補償年金支給請求書、葬祭料又は複数事業労働者葬祭給付請求書、労災就学等援護費支給・変更申請書）

- (3) 処分庁は、令和4年10月4日付けで、上記(2)の遺族補償年金等の支給の請求に対して、「本件、精神障害の発病前おおむね6か月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められないことから、業務上の事由によるものとは認められません。」との理由を付して、遺族補償年金等の不支給決定（以下「本件遺族補償年金等不支給決定」という。）をした。

（労働者災害補償保険年金・一時金給付等不支給決定通知書（遺族補償年金

支給請求に係るもの)、労働者災害補償保険年金・一時金給付等不支給決定
通知書(葬祭料請求に係るもの)

(4) 処分庁は、令和4年10月11日付けで、本件申請に対して、「本件、精神障害の発病前おおむね6か月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められないことから、業務上の事由によるものとは認められません。」との理由を付して、本件不支給決定をした。

(労災就学等援護費不支給決定通知書)

(5) 審査請求人は、令和4年11月28日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し、本件遺族補償年金等不支給決定を不服として審査請求をしたところ、E労働者災害補償保険審査官は、令和5年11月29日、審査請求人の当該審査請求を棄却する決定をした。

(決定書)

(7) 審査庁は、令和5年12月13日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

本件労働者は、業務に起因した心理的負荷により精神障害を発症したのであり、処分庁の本件不支給決定は誤りである。

処分庁は、本件労働者の精神障害の発病時期を「令和2年6月30日直前までには」としたが、これは本件労働者に治療歴がなかったために単に自死直前としたというものである。しかし、精神科医師の医学的意見を踏まえれば、本件労働者は令和元年11月頃に情緒障害、行動障害、自律神経症状が認められ、適応障害を発病したというべきであり、処分庁の発病時期の判断は誤りである。

また、処分庁は、本件労働者が受けた業務による心理的負荷について、①12日間連続勤務となったこと、②大きな規模の契約の担当になったことについて、それぞれ心理的負荷強度が「中」とであると判断した上で総合評価を「中」としているが、②の契約は、本件労働者が在籍する営業所の売上げで考えると最も大きな案件であり、評価を「中」から「強」に変更すべきであ

る。また仮に、各出来事単独の心理的負荷が「中」程度と評価されたとしても、①と②は時期的に近接・重複しており、その心理的負荷は「強」というべきである。

したがって、処分庁は労災就学援護費の支給を認めるべきである。

(審査請求書、反論書(1)、代理人意見書(2))

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

1 労災就学援護費の支給対象者の要件については、昭和45年10月27日付け基発第774号「労災就学援護費の支給について」の別添「労災就学等援護費支給要綱」(令和5年3月31日付け基発0331第47号による改正前のもの。)の3の(1)「労災就学援護費」において、要旨、以下のとおり定められている。

(1) 遺族補償年金を受ける権利を有する者(以下「遺族補償年金受給権者」という。)のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)1条に定める学校(幼稚園を除く。)若しくは同法124条に定める専修学校(一般課程にあっては、都道府県労働局長が当該課程の程度が高等課程と同等以上であると認めるものに限る。)に在学する者(中略)であって学資等の支弁が困難であると認められるもの。

(2) 遺族補償年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子(当該労働者の死亡の当時胎児であった子を含む。)で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって当該在学者等に係る学資等の支給の支弁が困難であると認められるもの。

2 処分庁は、本件労働者の死亡と業務との因果関係は認められないと判断し、本件遺族補償年金等不支給決定を行っている。また、E労働者災害補償保険審査官は、令和5年11月29日、審査請求人の本件遺族補償年金等不支給決定に係る審査請求を棄却する決定を行っている。

よって、審査請求人は、要綱の3の(1)に定められている遺族補償年金受給権者である要件を満たしていないことから、処分庁が審査請求人に対して行った本件不支給決定は妥当であり、本件審査請求には理由がないため、棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手続の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求の受付	: 令和4年11月28日
審理員の指名通知	: 令和5年1月20日付け
弁明書の提出期限(当初)	: 同年2月20日
弁明書の提出期限の再設定の通知	: 同年5月2日付け
弁明書の提出	: 同月16日
弁明書の提出期限(再設定)	: 同月22日
物件の提出依頼	: 同年10月17日付け
物件の提出(処分庁)	: 同月26日
審理員意見書の提出	: 同年11月7日付け
本件諮問	: 同年12月13日

(2) 以上の経緯を見るに、本件審査請求の受付から審理員の指名通知までに約2か月、弁明書の提出期限を徒過してから弁明書の提出期限の再設定について通知するまでに約2か月半を要した結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに1年以上を要している。

また、処分庁は、弁明書の提出時に、本件遺族補償年金等不支給決定に係る申請書及び通知書を提出せず、弁明書の提出後5か月経過してから審理員が提出を依頼している。処分庁は、上記のような基本的資料については、弁明書の添付資料として提出すべきであるし、提出されない場合には、審理員は速やかにその提出を求めるべきである。

審査庁においては、審査請求から諮問に至るまでの手続の迅速化を図る必要が認められる。

(3) 上記で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

労働者災害補償保険は、労働者の業務災害等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等(以下「社会復帰促進等」という。)を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている(労災保険法1条)。社会復帰促進等を図るために必要な事業として行われる社会復帰促進等事業(労災保険法29条1項)は、保険給付を補完するものである。

そして、本件の労災就学援護費の支給は、労災保険法29条1項2号に規定する「被災労働者」の遺族の援護を図るために必要な事業として行われているものであるから、労災就学援護費は、同号の文理からも、保険給付としての遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族でなければ、その支給を受けられないことになる。労災保険規則33条1項柱書き及び同項2号が労災就学援護費の支給対象者を遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受ける権利を有する者と定めているのは、この趣旨と解される。審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族であるが、遺族補償年金等の支給請求に対して、本件労働者の死亡は業務上の災害と認められないとして、本件遺族補償年金等不支給決定がされている。審査請求人は、遺族補償年金の支給決定を受けている者ではないので、労災就学援護費の支給対象者とはならない。

3 付言

本件不支給決定の通知には、不支給理由として「本件、精神障害の発病前おおむね6か月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められないことから、業務上の事由によるものとは認められません。」と記載されているが、これでは処分の名宛人が不支給決定の理由を正しく理解することは困難であるといわざるを得ない。

本件のように、処分庁が、労働者の遺族からの労災就学援護費の支給申請に対し、申請者が保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族には該当しないとして不支給決定をする場合には、労災就学援護費の支給要件（申請者が遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族であること、すなわち、遺族補償年金の手続で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認められるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となっていること）を明示した上で、申請者がこの支給要件に該当しないことを具体的に示し、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるように提示する必要がある。

本件不支給決定の理由の記載が適切でないことについては、審理員意見書でも指摘されているところであるが、事案に応じ、適切な理由の記載を徹底することが望まれる。

4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史